

新潟県都市公園情報モニター（令和5年度）公募要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県立都市公園の情報モニター（以下、「モニター」と言う。）を公募することについて、必要な事項を定めるものです。

第2 応募資格

県内に在住する年齢20歳以上（令和5年4月1日時点）の方で、年間を通じて県立都市公園を利用し、県の都市公園の利用や管理に関心のある個人または地域（町内会、自治会、NPO 団体）の代表者。

ただし、次に掲げる者は除きます。

- (1) 国会議員
- (2) 新潟県議会議員
- (3) 常勤の新潟県職員
- (4) 県立都市公園の指定管理者の役員及び従事者等、並びにそれらの者と利害関係のある者

第3 モニターを公募する都市公園

- (1) 別記1に定める全ての都市公園情報モニター担当区域です。
- (2) 公募人数については、各公園担当区域に数人程度とします。

第4 公募の方法

モニターの公募に当たっては、次の書類の提出により応募していただきます。

- 新潟県都市公園情報モニター応募申込書（別紙様式）

※ モニター応募の動機を具体的に記入してください。

記入欄が不足する場合は、別紙に記入したものを提出しても構いません。

なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

第5 募集期間

令和5年2月27日(月)から令和5年5月8日(月)

※ 予定者数に達した場合は、募集を終了する場合があります。

第6 モニターの選考

- (1) 応募申込書により審査の上、決定します。
- (2) 選考の結果は本人に通知します。

第7 モニターの業務内容について

- (1) モニターは別記1に定める担当区域内の都市公園において、日頃、公園を利用する中で気付いたことについて、年4回程度の報告を行っていただきます（公園内の巡回や公園利用者への直接の指導等は必要ありません）。

- (2) 担当区域の県立都市公園の管理・運営状況について、県が指定する都市公園情報モニター評価報告シートによる評価を行っていただきます（年度末に1回）。

第8 モニターの期間及び活動費について

- (1) 期間は、依頼の日から翌年の3月末までの見込みです。
 なお、次年度以降のモニター期間の更新をお願いする場合があります。
- (2) 日当、交通費、通信費等の活動費については支給しません。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、モニターの公募に必要な事項については、必要に応じて別途定めるものとします。

別記1 都市公園情報モニター担当区域

公園名	地区・地域名等
紫雲寺記念公園	(オートキャンプ場、温水プール、体育館を含む)
鳥屋野潟公園	女池地区
	鐘木地区
	スポーツ公園地区 (デンカビッグスワンスタジアム、HARD OFF ECO スタジアム新潟を含む)
県立植物園	(観賞温室及び園地を含む)
島見緑地	—
聖籠緑地	—
奥只見レクリエーション都市公園	小出地域 (響きの森公園)
	須原地域
	大湯地域
	浅草岳地域
	道光・根小屋地域 (花と緑と雪の里)
	浦佐地域 (八色の森公園)
大潟水と森公園	—